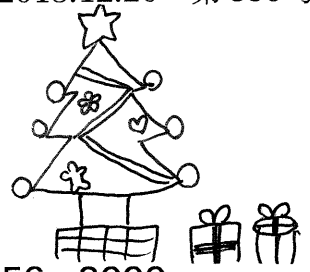


# いきいき通信

～ 地域包括支援センターだより ～

平生町高齢者地域包括支援センター（平生町社会福祉協議会） ☎56-8000



## — “ひらおで暮らす” を応援します — 【 日常生活・金銭管理のお手伝い 】

寒椿が美しい季節を迎えました。1年間いきいき通信をご覧いただきましてありがとうございました。今月は日常生活・金銭管理のお手伝いの方法として「地域福祉権利擁護事業」と「任意後見制度」についてご紹介させていただきます。

### ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業とは・・・

ひとりでものごとを決めるのが難しく、福祉サービスを選んで手続きをしたり、日常的なお金の管理を行ったりすることに不安がある方を対象に以下のようなお手伝いをする仕組みです。

#### 【援助の内容】

#### ①福祉サービスの利用援助 『一人で福祉サービスを選んだり決めたりすることが不安』など

- \* 福祉サービスについての紹介
- \* 福祉サービスの利用手続き、料金の支払い など



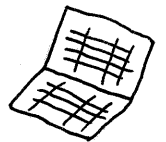
#### ②日常的な金銭管理サービス 『毎日の暮らしに必要なお金の管理に不安がある』など

- \* 年金、福祉手当の受け取りに必要な手続き
- \* 公共料金や家賃などの支払いの手続き
- \* 預金の出し入れ など



#### ③書類等の預かりサービス 『通帳や年金証書をどこにしまったか忘れてしまう』など

- \* 通帳、印鑑、権利証などのお預かり



地域福祉権利擁護事業の詳しい内容については、平生町社会福祉協議会（あいあむ）へご相談ください。

\* 相談：無料

\* 援助：1回（1時間程度）1870円 ※生活保護を受けている方は無料です。

生活の中での困りごとに関するご相談は、

『平生町高齢者地域包括支援センター』へ

平生町大字平生村 618-2 ☎56-8000 ふれあいまちづくりセンター



## 地域福祉権利擁護事業の利用までの流れ

### ①相談

平生町社会福祉協議会 **よま** (☎56-8000) へご相談ください。

### ②訪問

社会福祉協議会の職員が自宅に訪問し、困りごとなどをお聞きします。



### ③支援計画作成・契約

困りごとを解決するためにどうすればいいのか、思いをお聞きしながら支援計画を作成します。その計画でよろしければ契約を行います。

### ④援助の開始

支援計画に基づいて社会福祉協議会の職員がお手伝いさせていただきます。

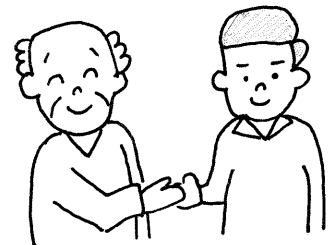
(相談・計画の作成は無料です。援助の開始から利用料が必要になります。)

## にんいこうけんせいど 任意後見制度とは・・・

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人に代わって判断を行ったりする後見人を決めておく仕組みです。援助の内容などは、契約時に本人と将来の後見人との間で事前に取り決めておきます。

### 【援助の内容】

- \*お持ちの財産のこと
  - \*契約に関すること
  - \*料金の支払いに関すること
- など、あらかじめ決めておいた内容についての援助。



### 【実際にあった例】

今は物忘れの心配がなく元気だが、一人暮らしで頼れる身寄りがいない。今後何かあった時に金銭管理や身の回りのことを専門家に頼めるように今のうちからお願いしておきたいと思い、任意後見の契約をした。

⇒本人の物忘れが増えたことにより、必要な手続きを経て任意後見が開始された。

制度について気になられる方、お困りごとがある方はお気軽に平生町高齢者地域包括支援センター(☎56-8000)へご相談ください。